**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第433号）**

**〔　非常勤講師時間数関係文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和７年２月19日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府教育委員会が行った部分公開決定で非公開とした別紙１記載の情報のうち、別紙２に記載した情報については公開すべきである。

大阪府教育委員会が行ったその余の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和元年６月16日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

（１）－１　「弁明書」５頁に、「府教委は、それぞれの学校の全体の非常勤講師時間数の必要性（正規教員の持ち授業時間の状況、育児短時間勤務者や再任用短時間勤務者の人数など）について学校長からヒアリングを行い、府教委の非常勤講師に係る全体の予算等を踏まえて、各学校全体の非常勤講師時間数を決定し、各学校長に通知する。」とあるとおり、平成29年度当初人事のための府立○○高校にかかる当該「ヒアリング」の際に作成した行政文書全て。

（１）－２　上記と同様に、府立○○高校に関して平成29年度当初人事のために「学校長に通知する」際に作成した行政文書全て。

（２）　略

（３）「被告第１準備書面」１頁に「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されているため、学校の判断で任意の教科に採用することができない」とあるとおり、平成29年度において府立○○高校に対して常勤講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されたことがわかる資料。育休代替や少人数授業に対する加配など、当該教科への配当根拠がわかるものも合わせて請求する。

　２　令和元年７月３日付けで、実施機関は、教職人第2025号において、本件請求（１）－１、本件請求（１）－２及び本件請求（３）のうち「少人数授業に対する加配など、当該教科への配当根拠がわかるもの」について、対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（１）のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、（２）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、（３）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（１）本件行政文書

　　　・平成29年度教科調整にかかる非常勤講師時間数の資料について（提出）（以下「本件対象文書１」という。）

　　　・平成29年度教科調整等に係る非常勤講師時間数について（通知）（以下「本件対象文書２」という。）

　　　　・平成29年度　非常勤講師時間数（教科調整）配分一覧（以下「本件対象文書３」という。）

　　　・平成29年度　学校別教員配置一覧（以下「本件対象文書４」という。）

（２）公開しないことと決定した部分

上記資料のうち、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数など存否を明らかにすると要配慮者の有無を示すことになる部分

（３）公開しない理由

　　　条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)に記録された情報は、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数等、個人の配慮事項や休業取得等に関する情報であり、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

３　令和元年７月６日付け及び同年８月13日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求を行った。

実施機関が審査請求人に対して確認したところ、令和元年８月13日付けの審査請求は、同年７月６日付け審査請求に対する追加主張を行ったものであり、一体のものであるとのことであったため、一件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）として取り扱うものとする。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。本件決定について、公開範囲の拡大を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

１　育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤　　講師時間数を示すだけでは、誰が当該要配慮者であるのかを識別することは難しいため、個人が特定されるものではない。従って、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報」ではないため、氏名のみが非公開とされるべきであり、本件決定における非公開部分は過剰である。よって、当該文書の部分公開決定について、公開範囲の拡大を求める。

２　本件行政文書の内容を確認すると、特定の個人が識別されない範囲の数字までが黒塗りとなっており、本件決定における非公開部分は過剰である。よって、本件決定について、公開範囲の拡大を求める。具体的には、例えば「平成29年度　教育課程の実施のための授業時数等に係る資料」における「担当教員授業時数」について、担当教員授業時数が非公開となっているが、この時間数のみをもって誰が育児短時間勤務者等の要配慮者であったり、育児短時間勤務者等に該当するのかを知ることはできない。よって本件決定は不当である。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　弁明書における主張

（１）弁明の趣旨

　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

　　ア　本件行政文書について部分公開決定した理由

　　（ア）本件対象文書１について

　　　　　本件対象文書１の取りまとめ表には、それぞれの教科で必要な配慮時間が記載されている。各教科の教員数は限られており、本件対象文書１の該当部分を公にすることにより、個人が特定されるおそれがある。

　　　　　また、本件対象文書１のそれぞれのページには、それぞれの正規教員や非常勤講師の持ち授業時間数等が記載されている。

　　　　　育児短時間勤務や高齢者部分休業を取得している教員は、取得していない教員よりも持ち授業時間数が少なくなる。そのため、本件対象文書１のそれぞれの教員の授業時間数を公にすることにより、どの教員が育児短時間勤務や高齢者部分休業等を取得しているのか分かることになる。よって、全教員の持ち授業時間数を非公開とする必要がある。

　　　　　また、育児短時間勤務や高齢者部分休業を取得している教員の持ち授業時間数が少ないため、その少ない部分については、同じ教科の免許を有する非常勤講師が代替として授業を担っている。そのため、各教科の非常勤講師の授業時間数を公にすることにより、どの教科に配慮を要する教員がいるのか見当がつくことになる。

　　　（イ）本件対象文書２及び本件対象文書３について

　　　　　　本件対象文書２及び本件対象文書３には、各学校で追加で必要な配慮時間数や必要な理由等が記載される。そのため、本件対象文書２及び本件対象文書３の該当部分を公にすることにより、各学校にどのような配慮を要する事案があるのかが明らかになってしまう。

　　　（ウ）本件対象文書４について

　　　　　本件対象文書４には、各学校のそれぞれの配慮事項ごとに配置される教員数等が記載されている。そのため、本件対象文書４の該当部分を公にすることにより、各学校にどのような配慮を要する事案があるのかが明らかになってしまう。

イ　本件決定の妥当性について

　　　　　本件行政文書は、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数などが示されており、個人の配慮事項や休業取得等に繋がり得る情報が記載されていることから、部分公開決定としたものである。

以上のように、実施機関が本件行政文書を部分公開決定としたことは適当である。

（３）結論

　　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

（１）本件対象文書１は、実施機関の各学校に対する「平成29年度教科調整にかかる非常勤講師時間数の資料について」と題する照会について、大阪府立○○高校（以下「○○高校」という。）から実施機関に対して回答として提出された文書であるところ、これには、平成29年度の教育課程表から予定される全体の授業時間数、正規教員の人数、学年主任等の分掌業務や学級担任といった職務の役割及び正規教員の状況（育児短時間勤務者である、高齢者部分休業を取得している等）を踏まえて、平成29年度に必要となる非常勤講師の時間数が記載されている。

実施機関は、各学校が実施機関に対して回答した非常勤講師時間数の必要性について学校長からヒアリングを行い、実施機関の非常勤講師に係る全体の予算等を踏まえて、各学校の非常勤講師時間数を決定して各学校に通知するところ、本件対象文書３は、実施機関が学校長からヒアリングを行って作成したものであり、本件対象文書２は、実施機関が、○○高校に対し、教科調整等に係る非常勤講師時間数を通知したものである。

本件対象文書４には、教諭配置数合計、各学校の配慮事項や学校の方針に即して配置される加配事由が列挙され、加配される場合には加配数及び加配計が記載されている。

（２）実施機関は、本件行政文書の非公開部分は全て条例第９条第１号に該当すると主張していることから、その該当性について検討する。

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

条例第９条第１号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって（以下「要件１」という。）、

　　　・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件２」という。）、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる（以下「要件３」という。）

　　　情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

（３）本件対象文書１に記載された情報について

ア　まず、実施機関が本件対象文書１において非公開としている情報を別紙１の１にまとめたところ、その内容は、以下のとおりである。

別紙１の１（２）エ（オ）には、専任教員について「再任用」、「高齢者部分休業」又は「育児短時間勤務」であるか否かという情報が含まれている。また、別紙１の１（２）エ（ア）、（イ）及び（エ）には、その他各教科において開講される授業時間数及びそれを担う専任教員及び非常勤講師の持ち時間数が記載されている。

別紙１の１（２）イは、別紙１の１（２）エ（カ）各教科の専任教員及び非常勤講師が担当する時間数が転記され、一覧となっているものであり、別紙１の１（２）ア及び（２）ウには、その合計時間数が記載されている。

別紙１の１（２）オ（ア）は、別紙１の１（２）エ（エ）各教科の専任教員に関する「担当教員授業時数」の列の記載の一部が転記され、一覧となっているものである。

別紙１の１（１）には、別紙１の１（２）イの非常勤講師の担当時数が「平成29年度非常勤時間数」の「合計時間（予定）」の列に記載されている（「家庭」については、別紙１の１（２）イの「家庭」及び「②『家庭』」の合計時間が記載されている。）。また「教科調整」の列には、教科調整という理由で配当された非常勤講師時間数の平成28年度の時間数実績又は平成29年度に配当を求める要求時間数が記載され、「教科調整以外」の列には「教科調整」以外で措置されているものとして、平成28年度に高齢者部分休業代替や育児短時間勤務代替等のために配当された時間数実績又は平成29年度に配当を求める見込み時間数が記載されている。

　　　　　以下、非公開情報ごとに条例第９条第１号の該当性を検討する。

イ　別紙１の１（２）エの教科ごとの資料には、○○高校の専任教員のうち、再任用であるという情報、高齢者部分休業を取得しているという情報、あるいは育児短時間勤務者であるという情報や、非常勤講師の持ち時間数等の情報が含まれている。

具体的には、別紙１の１（２）エ（オ）「その他」の行において「再任用」、「高齢者部分休業」及び「育児短時間勤務」に該当するか否かが記載されており、これらについて条例第９条第１号の該当性を検討する。

まず、教員の氏が公務員の職務に関連する情報として公開されていることから、いずれの情報も要件２に該当する。

　専任教員が再任用である場合、当該専任教員が退職者であることがわかり、同人の年齢が推測されることから要件１に該当するが、再任用であるという情報は、職員録における記載から明らかになっている場合があり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められず、要件３に該当せず、条例第９条第１号に該当しない。

　「高齢者部分休業」とは、専任教員が正規教員の身分のまま勤務時間の半分を上限に休業できる制度を指す。当該制度を利用は、55歳以上の職員であって、かつ本人の健康状態等、配慮を要する事情がある場合に認められるところ、当該制度を利用することは専任教員の私的事項に関わる情報であることから要件１に該当する。

　また、専任教員が私的事項に関わるような人事制度を利用しているか否かという情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件３に該当し、条例第９条第１号に該当する。

「育児短時間勤務」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、短時間勤務を認める制度を指すところ、当該制度を利用する専任教員に小学校就学前の子がいるという家族構成が明らかになることから、要件１に該当する。

　また、家族構成といった情報は、専任教員の私生活に関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件３に該当する。

　よって、専任教員が高齢者部分休業を取得している及び育児短時間勤務であるという情報は、条例第９条第１号に該当し、非公開が妥当である。

　　　　ウ　次に教員の持ち時間数について検討する。

　　　　　　前記イの「高齢者部分休業」を取得しているという情報及び「育児短時間勤務」であるという情報を、ウにおいて併せて「配慮事項」という。

配慮事項のある専任教員は、配慮事項のない専任教員より持ち時間数が少なく、配慮事項のある専任教員が担うべき持ち時間数を他の教員が負担するという関係にある。このことから、非常勤講師を含む教員の持ち時間数を公開すると、その時間数からどの専任教員に配慮事項があるか否かが推測され得るため、別紙１の１（２）エ（エ）の列（「首席『１』、指導教諭『２』、分掌主任等『３』、担任『４』その他授業時数を軽減している役職『５』」を記載する行を除く。）、（オ）のうち「授業担当」の行並びに（カ）全てを非公開とする合理性が認められる。

　　　　　　また、別紙１の１（２）エ（イ）の列の内容は、別紙１の１（２）エ（ア）の合計であり、別紙１の１（２）エ（エ）のうち合計の列と一致することから、別紙１の１（２）エ（ア）及び（イ）についても非公開とするのが合理的である。

　　　　　　なお、上記イでは、別紙１の１（２）エ（オ）の再任用であるという情報は、条例第９条第１号に該当しないとしたが、これを公開すると、別紙１の１（２）エ（エ）の非公開情報が推測されることから、別紙１の１（２）エ（オ）の「その他」のうち再任用の行を非公開とする合理性が認められる。

　　　　　　一方、別紙１の１（２）エ（エ）の列のうち、首席「１」、指導教諭「２」、分掌主任等「３」、担任「４」その他授業時数を軽減している役職「５」は、公務員の職務に関連する情報であり、これら役職の有無を示す行については、公開が妥当である。

エ　別紙１の１（２）イは、別紙１の１（２）エ（カ）を転記したものであり、上記ウのとおり、別紙１の１（２）エ（カ）を非公開とすることに合理性が認められる以上、別紙１の１（２）イを非公開とすることは妥当である。

また、別紙１の１（２）ア及び（２）ウには、別紙１の１（２）イの各教科の専任教員及び非常勤講師が担当する時間数の合計が記載されており、これについても別紙１の１（２）イを非公開とすることに合理性が認められる以上、非公開とすることは妥当である。

オ　別紙１の１（２）オ（ア）の非公開部分には、別紙１の１（２）エ（エ）の列の情報が転記されており、具体的には、「首席・主任等」（注④）の行に別紙１の１（２）エ（エ）の列の標題を除く３行目が、「教科科目の授業時数」のうち各教科（注⑤）の行に「平成29年度見込」の行が、「教科科目の授業時数」のうち「専門教育に関する各教科・科目」（注⑥）の行に「授業担当」の「他教科の授業時数」の行が、「HRの時数」（注⑧）の行に「HR」の行が、「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」の行に「小計」の行が転記されている。

別紙１の１（２）エ（エ）の「担当教員授業時数」という題を除いた３行目に記載された、首席「１」、指導教諭「２」、分掌主任等「３」、担任「４」その他授業時数を軽減している役職「５」は、公務員の職務に関連する情報として公開が妥当であることから、別紙１の１（２）オ（ア）のうち「首席・主任等」（注④）の行は公開が妥当である。

別紙１の１（２）エ（エ）及び別紙１の１（２）エ（オ）のうち「授業担当」の行は、上記ウのとおり、非公開とすることに合理性が認められるから、別紙１の１（２）オ（ア）に転記された「教科科目の授業時数」のうち各教科の行（注⑤）、「教科科目の授業時数」のうち「専門教育に関する各教科・科目」（注⑥）、「HRの時数」（注⑧）及び「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」の行を非公開とすることは妥当である。

また「学校設定教科に関する科目」（注⑦）は、専任教員の持ち時間数に関わるものであり、当該時間数から専任教員に配慮事項があるか否かが推測され得るため、非公開とする合理性が認められる。

　　専任教員の持ち時間数の合計は、別紙１の１（２）オ（ア）の「＋⑫⑬」の行に記載されており、「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」、「生徒指導の時数」（注⑫）及び「分掌等の業務の時数」（注⑬）により構成されている。「分掌等の業務の時数」（注⑬）の行には、「分掌等の業務に関わって、時間割のコマに入っている業務の時数」が記載されており、「分掌等の業務の時数」（注⑬）は、「首席・主任等」（注④）に関連する情報であり、「首席・主任等」（注④）について公開が妥当であることから、「分掌等の業務の時数」（注⑬）も公開が妥当である。

　　「＋⑫⑬」の行は、そもそも公開されている「生徒指導の時数」（注⑫）、上記で公開妥当とされた「分掌等の業務の時数」（注⑬）及び上記で非公開妥当とされた「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」により構成されているところ、非公開妥当とされた行が含まれることから、「＋⑫⑬」の行を非公開とすることに合理性が認められる。

　　「教諭等の別」（注③）の行には、教諭、兼務、再任用、高齢者部分休業、育児短時間勤務、常勤講師の区別が記載され、この行を公開すると、専任教員に配慮事項があるか否かが明らかとなり、非公開が妥当である。

　　「授業の種類」（注⑪）の行には、担当している教科・科目の種類が記載され、担当している教科・科目の種類の数から専任教員に配慮事項があるか否かが推測され得るため、非公開とする合理性が認められる。

　　また、別紙１の１（２）オ（イ）の「人数」の列の「科目」には「教科・科目合計」、「教＋総」には「教科・科目＋ＨＲの時数＋総合の計」、「＋⑫⑬」には「＋⑫⑬」の行に記載された時間数について、「人数」の列の「担当時間数」ごとに当てはまる該当人数が記載されているところ、「教科・科目合計」、「教科・科目＋ＨＲの時数＋総合の計」及び「＋⑫⑬」の行に記載された時間数は非公開が妥当であることから、「人数」の列の記載についても、非公開とすることに合理性が認められる。もっとも、合計の行に記載された人数は、○○高校の教員数そのもので公開情報であり、非公開は認められない。

別紙１の１（２）オ（イ）の「時間数合計」と「平均」の行で構成される表には、「教科・科目合計」、「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」及び「＋⑫⑬」の各行の時間数合計が記載されているところ、「教科・科目合計」の時間数合計は、別紙１の１（２）ア（ア）及び別紙１の１（２）ウ（ア）にも記載されていることから、これらについては上記エのとおり非公開が妥当であり、「時間数合計」及び「平均」で構成される表の「教科・科目合計」の行及び「教科・科目＋ＨＲ＋総合の計」の行について非公開が妥当であることから、これらについても非公開とすることに合理性が認められる。

　　　　カ　別紙１の１（１）について、「教科調整」の列には、専任教員等の持ち時間数では開講時間数に満たない場合に必要な時間数が記載され、「教科調整以外」の列には、教科調整以外で措置されるものとして配慮事項等がある教員がいる場合に必要な時間数が記載されている。このうち平成29年度の「教科調整以外」の列を公開すると、どの教科に配慮事項等がある専任教員がいるのかが明らかとなるため、非公開が妥当である。

平成29年度の「合計時間（予定）」の列には、別紙１の１（２）ア及びイの「非常勤講師」の列の「担当時数」が転記されており、上記エのとおり、非公開とすることが妥当であり、別紙１の１（１）の平成29年度の「合計時間（予定）」の列も非公開とすることに合理性が認められる。

平成29年度の「教科調整」の列を公開したとしても、非公開妥当とする「教科調整以外」及び「合計時間（予定）」の内容が推測されるものではないこと、本件対象文書３は、実施機関が府立高校に配当した教科調整等に係る非常勤講師時間数が記載されるものであるが、平成29年度の「教科調整」の列はあくまで各府立高校の要求時間数が記載されるものにすぎず、非公開事由に該当しないため、公開が妥当である。

平成28年度の「教科調整」の列の実績時間数は、本件対象文書２における教科調整に関連するものであり、また平成28年度の「教科調整以外」の列及び平成28年度の「合計時間（予定）」の列を含め、これらを公開すると、どの教科の専任教員に配慮事項があるか否かが推測される。またこれらは、平成28年度の人事管理の結果であり、後述の第六の２（４）のとおり、条例第９条第１号及び条例第８条第１項第４号に該当し、非公開が妥当である。

　　　　キ　審査請求人は、配慮事項がある専任教員の授業時間数や非常勤講師時間数を示すだけでは、誰に配慮事項があるのか識別できないのであり、氏名のみが非公開とされるべきで、本件決定における非公開部分は過剰であると主張する。

　　　　　　しかし、一般的には公務員の氏名は職務に関連する情報として公開情報であるが、対象文書に公務員の私的事項が記載されているような場合には、公務員の氏名も非公開とする場合がある。本件決定においては、公務員の氏を公開しているところ、授業時間数から私人としての側面を有する情報が推測され得る場合には、授業時間数を非公開としたことも不合理とまではいえない。

（４）本件対象文書２及び本件対象文書３に記載された情報について

　　ア　実施機関が本件対象文書２において非公開とした情報は、別紙１の２「平成29年度教科調整等に係る非常勤講師時間数について（通知）」に、実施機関が本件対象文書３において非公開とした情報は、別紙１の３「平成29年度　非常勤講師時間数（教科調整）配分一覧」に列挙したとおりである。

　本件対象文書２は、実施機関が各府立高校において必要であると判断する非常勤講師時間数及び教科調整や図書業務軽減等の配当の理由が記載されるものであり、本件対象文書３は、実施機関が各府立高校において必要であると判断する非常勤講師時間数、当該高校が非常勤講師を必要とする具体的な理由として学校長から実施機関がヒアリングした内容及び学校長からヒアリングした内容に対する実施機関の回答が記載されるものである。そして本件対象文書２及び本件対象文書３は、いずれも実施機関が作成するものである。

本件対象文書２及び本件対象文書３に記載される内容から直ちに特定の個人を識別することはできないが、本件対象文書２の非常勤講師時間数及び配当理由や本件対象文書３の非常勤講師を必要とする具体的な理由と本件対象文書１を併せてみることにより、いずれの専任教員に配慮事項があるのか特定されるおそれがあると認められるため、要件１から要件３までに該当し、条例第９条第１号に該当する。

　なお実施機関は、非常勤講師時間数及び教科調整や図書業務軽減等の配当の理由については、これらを記載すべき箇所全体を非公開にしなければ、各府立学校が対処しなければならない様々な事情の有無がわかることとなるため、条例第９条第１号により非公開とすることは合理的であると主張する。

　学校長は各府立高校に配属された専任教員や在校する生徒の様々な事情をもとに非常勤講師時間の配当を求め、実施機関は、これら各府立高校の求めに応じて非常勤講師の配当時間数と配当理由を決定している。実施機関が非公開とした情報の有無を明らかにすることにより、各府立高校が対処しなければならない様々な事情の有無を明らかにすることとなるため、それを記載すべき箇所を非公開とすることに合理性が認められる。

　　　　イ　条例第８条第１項第４号について

加えて、府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

条例第８条第１項第４号は、

・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、（以下「要件４」という。）

・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件５」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

本号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

　　　　ウ　条例第８条第１項第４号の該当性について

　　　　　　本件対象文書２及び本件対象文書３に記載される情報は条例第９条第１号に該当するが、条例第８条第１項第４号の該当性についても検討する。

本件対象文書２及び本件対象文書３には非常勤講師時間数、非常勤講師を必要とする理由及び実施機関の学校長に対する回答が記載されるところ、これら情報は、人事管理に関する情報であり、要件４に該当する。

本件対象文書３は、実施機関が各学校において非常勤講師を必要とする理由を学校長からヒアリングして作成するものであることから、「備考、コメント」欄には、実施機関が、学校長からヒアリングした各府立高校に在籍する生徒や専任教員の個人的事情及び当該高校の内部的事情が記載されることが想定できるところ、このような情報は個人情報かつ人事管理に関わる情報そのものであることから、この内容が公開されると、学校長と実施機関におけるヒアリングにおいて忌憚のない意見交換ができず、非常勤講師時間数の措置という人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれがあるということができ、要件５に該当する。

本件対象文書３の「対応・結果」欄には、人事管理にかかる対応及び結果が記載されるものである。また、本件対象文書３に記載される「非常勤講師」の「教科調整」の配当時間は、実施機関が学校長からヒアリングした内容を含む各府立高校が対処しなければならない様々な事情、及び、実施機関の非常勤講師時間数に係る全体の予算等を踏まえて決定されたものであり、人事管理の結果そのものであるといえ、これらを公開することにより、衡平な非常勤講師時間数の配置が困難になる等、定数の配置という人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれがあるといえ、要件５に該当する。

　　　　　　また、本件対象文書３に基づいて作成される本件対象文書２は、配当された非常勤講師時間数のほか配当理由が記載されるものである。これら情報を公開することにより、どのような理由からどのくらいの非常勤講師時間が配当されるのか明らかとなり、非常勤講師時間数の措置という人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれがあるといえ、要件５に該当する。

　　　　　　よって、本件対象文書２及び本件対象文書３に記載される情報は、条例第８条第１項第４号に該当し、非公開が妥当である。

（５）別紙１の１（２）エ（ウ）及び別紙１の４に記載された情報について

ア　本件対象文書１には「少人数指導実施形態」（別紙１の１（２）エ（ウ））が、本件対象文書４には各府立高校の配慮事項や学校の方針に即して配置される教員数（普通教科少人数指導加配数等）（別紙１の４）が、記載されている。

「少人数指導実施形態」や「普通教科少人数指導加配数」といった情報は、各府立高校に配置される定数の増加を必要とする具体的な理由であり、これら情報からは、配慮を要する生徒を特定されるおそれは認められないため、条例第９条第１号には該当しない。

　　　　イ　条例第８条第１項第４号の該当性について

本件対象文書１の「少人数指導実施形態」は配置される定数の増加を必要とする理由であり、本件対象文書４の各加配教員数もまた、各府立高校に配置される定数の増加を必要とする理由であり、人事管理に関する情報であるから、要件４に該当する。

　　　　　　本件対象文書１の「少人数指導実施形態」に数字が記載されていれば、授業において配慮を要する生徒が当該高校に在籍していること及び当該事実も踏まえて、加配や非常勤講師時間数を求めていることを示すこととなるが、このような情報を公開したとしても、配慮を要する生徒が特定されるおそれは認められないため、定数の配置という人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれは認められないため要件５に該当せず、公開が妥当である。

　　　　　　本件対象文書４には、各府立高校の配慮事項や学校の方針に即して配置される教員数（普通教科少人数指導加配数等）が記載されるところ、これは実施機関が当該高校が対処しなければならない様々な事情及び実施機関の非常勤講師に係る全体の予算等を踏まえて決定したものであるが、「暫定加配」を除く情報を公開したとしても、配慮を要する生徒を特定されるおそれは認められないため、定数の配置という人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれがあるということができないため要件５に該当せず、公開が妥当である。

　　　　　　次に、「暫定加配」とは、本件対象文書４に列記されている加配事由にあてはまらないものの、加配を要する事情がある場合に教員定数の配当を求めるものである。暫定加配は、学校長が翌年度における各府立学校が対処しなければならない様々な事情を想定して要求したものであり、実施機関が学校長の要求に対し加配を行うか否かの判断を示したものである。これを公開すると、学校長が学校の実情を踏まえて率直に要求を行うこと及び実施機関が府立学校全体の状況を踏まえて柔軟に暫定加配を行うことが困難となり、暫定加配を的確に行うという人事管理に関する事務の執行に支障が生じるおそれがあるということができ、要件５に該当する。

　　　　　　「加配計」は、「暫定加配」と「暫定加配」以外の加配事由により加配された教員定数の合計であり、「加配計」を公開すると、「暫定加配」の非公開情報を公開することとなるため、「加配計」を非公開とする合理性が認められる。

　　　　　　また、「教諭配置数計」が公開されているところ、「教諭配置数合計①＋②」を公開すると「加配計」が明らかになり、上記のとおり、「加配計」を非公開とすることに合理性が認められるため、「教諭配置数合計①＋②」についても非公開が妥当である。

　　　　　　表の欄外の記載には、教員定数等及び配慮事項のある教員に関する措置が記載されているところ、これら情報は人事管理の結果そのものであり、公開することにより、衡平な教員定数の配置が困難になる等、その執行に支障が生じるおそれがあるといえ、要件５に該当する。

　　　　　　よって、本件対象文書１（別紙１の１（２）エ（ウ）の少人数指導実施形態に係る記載に限る。）並びに本件対象文書４に記載された「暫定加配」以外の加配事由の欄は、条例第８条第１項第４号に該当せず、公開が妥当である。

（６）審査請求人は、「特定の個人が識別されない範囲の数字までが黒塗りとなっており、本件決定における非公開部分は過剰である。具体的には、例えば『平成29年度　教育課程の実施のための授業時数等に係る資料』における『担当教員授業時数』について、担当教員授業時数が非公開となっているが、この時間数のみをもって誰が育児短時間勤務者等の要配慮者であったり、育児短時間勤務者等に該当するのかを知ることはできない」と主張する。

　　　　　本件対象文書１から本件対象文書３に記載された情報については、特定の個人が識別されるおそれがあるため条例第９条第１号に該当するといえ、また、本件対象文書２及び本件対象文書３に記載される情報については条例第８条第１項第４号に該当する。本件対象文書４に記載された情報については、条例第９条第１号の該当性は認められないが、条例第８条第１項第４号に該当するため、審査請求人の主張は認められない。

４　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　荒木　修、島尾　恵理、小谷　真理、福島　力洋、丸山　敦裕

別紙１

本件決定における非公開部分

１　本件対象文書１　「府立学校番号（410）学校名（大阪府立○○高等学校）（全）」

（１）平成29年度教科別「非常勤講師時間」計画表

「平成28年度　非常勤講師時間数」（教科調整、教科調整以外、合計時間（予定））及び「平成29年度　非常勤講師時間数」（教科調整、教科調整以外、合計時間（予定））の列

（２）平成29年度　教育課程の実施のための授業時間数等に係る資料

　　ア　学校全体の資料（総括表）

　　（ア）専任教員の担当時数及び時数/人数の列

　　（イ）非常勤講師の担当時数の列

　　イ　教科ごとの資料のまとめ（H29）

（ア）専任教員の担当時数Ｂ及びＢ/Ａの列

（イ）非常勤講師の担当時数の列

　　ウ　学校全体の資料

　　（ア）専任教員の担当時数及び時数/人数の列

　　（イ）非常勤講師の担当時数の列

　　エ　教科(国語、地歴公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、①商業、②家庭、③キャリアＶ)ごとの資料（教育課程表の教科・科目に基づき、全担当者について記入）

　　（ア）１年から４年の「単位×学級講座＝時間（h）」の列

（イ）合計の列

（ウ）少人数指導実施形態（①総履修生徒数、②①／40、③１講座平均生徒数、④増時数）の列

（エ）担当教員授業時数の列（標題を除く３行目を含み、教員名を除く。）

（オ）右下にある授業担当（他教科の授業時数、ＨＲ、小計）の行及びその他（再任用、高齢者部分休業、育児短時間勤務）の行

（カ）左下にある専任教員の担当時数Ｂ及びＢ/Ａの列及び非常勤講師の担当時数の列

オ　教員ごとの資料（専任教員のみ記入）

（ア）上段から下段に続く表のうち、以下の行

「教諭等の別」（注③）、「首席・主任等」（注④）、「教科科目の授業時数」（各教科（注⑤）、「専門教育に関する各教科・科目」（注⑥）、「学校設定教科に関する科目」（注⑦））、「教科・科目合計」、「HRの時数」（注⑧）、「教科・科目＋HR＋総合の計」、「授業の種類」（注⑪）、「分掌等の業務の時数」（注⑬）及び「＋⑫⑬」

（イ）下段右の表

　　　「人数」の列及び「時間数合計」と「平均」の行で構成される表

２　本件対象文書２「平成29年度教科調整等に係る非常勤講師時間数について（通知）」

教科調整等に係る非常勤講師時間数及び注意事項の４行目の下の部分

３　本件対象文書３「平成29年度　非常勤講師時間数（教科調整）配分一覧」

非常勤講師（Ｈ29教科調整、Ｈ28教科調整）、増減、備考、コメント及び対応・結果の列

４　本件対象文書４「平成29年度　学校別教員配置一覧」

ア　教諭配置数合計①+②（Ｈ28Ｄ、Ｈ29Ｅ）、加配計（Ｈ28、Ｈ29）、暫定加配（Ｈ28、Ｈ29）、普通教科少人数指導加配（Ｈ28、Ｈ29、教科）、中途退学対応加配（Ｈ28、Ｈ29）、日本語指導の充実加配（Ｈ28、Ｈ29）、進路保障加配（Ｈ28、Ｈ29）、中国帰国外国人生徒選抜加配（Ｈ28、Ｈ29）、生徒指導加配（Ｈ28、Ｈ29）、学力保障加配（Ｈ28、Ｈ29）及び自立支援推進加配（Ｈ28、Ｈ29）の列

イ　表の下の１行目６文字目、７文字目、38文字目及び39文字目並びに２行目

別紙２

１　本件対象文書１　「府立学校番号（410）学校名（大阪府立○○高等学校）（全）」

（１）平成29年度教科別「非常勤講師時間」計画表

「平成29年度　非常勤講師時間数」（教科調整）の列

（２）平成29年度　教育課程の実施のための授業時間数等に係る資料

　　ア　教科(国語、地歴公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、①商業、②家庭、③キャリアＶ)ごとの資料（教育課程表の教科・科目に基づき、全担当者について記入）

　　（ア）少人数指導実施形態（①総履修生徒数、②①／40、③１講座平均生徒数、④増時数）の列

（イ）担当教員授業時数の列のうち標題を除く３行目

イ　教員ごとの資料（専任教員のみ記入）

上段から下段に続く表のうち、以下の行

「首席・主任等」（注④）、及び「分掌等の業務の時数」（注⑬）

２　本件対象文書４「平成29年度　学校別教員配置一覧」

普通教科少人数指導加配（Ｈ28、Ｈ29、教科）、中途退学対応加配（Ｈ28、Ｈ29）、日本語指導の充実加配（Ｈ28、Ｈ29）、進路保障加配（Ｈ28、Ｈ29）、中国帰国外国人生徒選抜加配（Ｈ28、Ｈ29）、生徒指導加配（Ｈ28、Ｈ29）、学力保障加配（Ｈ28、Ｈ29）及び自立支援推進加配（Ｈ28、Ｈ29）の列